中国特許事務所名鑑 2009

【中国特許実務研究会編　東洋法規出版発行】中国では特許法の規定により、特許代理事務所は、代理範囲の相違によって一般特許事務所と渉外特許事務所に分かれている。

渉外特許事務所は外国からの出願代理もできる特許事務所だが、国家知識産権局の認可を受ける必要がある。しかしながら、この制度は第三次中国特許法の改正により廃止されるとの見方が強い。

日本は中国への特許出願数がもっとも多い国であり、2006年度の中国への特許出願数は38000件となっているが、僅か5つの渉外事務所が日本からの出願の約75％を代理しているのが現状である。これはこれまでの中国渉外特許事務所の発展してきた歴史のなごりといえる。

中国特許法が施行されて20年以上経った現在において、多くの特許事務所及び特許代理人が成長した。解放された特許代理業務市場で、日本に合ったさらなるクオリティとコストパフォーマンスが期待できるようになってきているといえる。

特許事務所選択選択肢が広がる実務者の貴重な一助となる名鑑。（A5判　一、八〇〇円　195P　ISBN978―4―8860―965―4）

中国資本市場の発展 2020年への挑戦

【中国証券監督管理委員会編著　大和総研・大和総研（上海）諮詢有限公司訳　中央経済社発行】中国経済は目覚ましい発展を遂げた。最近の経済指標によれば、国内総生産は2兆6447億ドル（世界第4位）に達する一方、貿易黒字は昨年から大幅に減少すると見込まれ、安価な製品の輸出拠点から膨大な消費市場へと変貌を遂げている最中である。

本書は2020年という中期的な経済成長の完成に向けて、中国の資本市場の監督機関である「中国証券監督管理委員会」が2008年3月に発表した「中国資本市場発展報告」の邦訳である。

中国資本市場は世界的な重要性が高まっている。しかしながら、あくまで「社会主義」の上に乗った「市場経済」の中で構築されているものであり、非常に魅力的であるが一般的な理解が難しい側面があるのも事実である。

本書の第1章は中国資本市場の簡潔な歴史、続く第2章は市場改革の概要、第3章は中国資本市場の課題、第4章は2020年を見据えた中・長期的な戦略と見通しを記述している。

中国のグローバル市場での位置付けが明確になるオフィシャル・レポート。（A5判　二、五一〇円　163P　ISBN978―4―502―66360―4）

中国ビジネス法必携 2009

【森・濱田松本法律事務所　射手矢好雄・石本茂彦編著　ジェトロ発行】中国でビジネスを行うためには、中国法を知らなければならない。本書は中国ビジネス法の全体像を把握するための体系書である。

本書の第1部では中国法の枠組みを詳述。続く第2部では中国への投資に関する法制度として、中国の特色である審査認可制度を解説したあと、中国投資のさまざまな形態（合併・合作・独資・株式会社・投資性会社等）を検討し、企業の再編や撤退までカバーしている。

さらに第3部では中国の基本的な法制度として、民法の分野（物権法や契約法）と商法の分野（会社法）を紹介したあと、労働法と破産法を分析。第4部では中国ビジネスに関する法制度として、知的財産権、独占禁止、製品品質、外貨管理、環境保護を解説。加えていくつかの重要な業種（情報通信、建築、広告、信託、リース）も扱っている。また、巻末には2008年11月までに公布された中国の主要法令一覧を掲載している。

中国ビジネスを行うすべての日本企業にとっての必携の書。（B5判　五、二五〇円　328P　ISBN978―4―8224―1064―3）

法定公告のやくめ【11】

「電子公告の実際③」

司法書士法人鈴木事務所　司法書士　鈴木　龍介

【電子公告と決算開示】

1．決算公告の意義

株式会社は、定時株主総会後遅滞なく、貸借対照表等の法務省令に規定される計算書類（以下、「計算書類」といいます。）を公告しなければなりません。これは、一般に「決算公告」と呼ばれています。株主や債権者等の利害関係人は、決算公告により公開された計算書類をもとに会社の財務状態等を把握することで、不測の事態を回避し、取引の円滑、安全を確保することができるとされています。

なお、有価証券報告書を提出している上場会社等は、より詳細な情報が公開されていることから決算公告を行う必要はありません。

2．決算公告と電子公告

決算公告は、定款で定めた公告方法によって行わなければなりません。したがって、定款で定めた公告方法が電子公告である場合は、自社のホームページ等（なお、自社のホームページには限られません。）に計算書類の内容を掲載して、開示することになります。

官報や日刊新聞紙で決算公告を行う場合には、計算書類の要旨を開示すれば足りるとされていますが、電子公告による決算公告の場合、その全文を公告し、かつ当該公告を5年間継続して行う必要があります。電子公告の場合、官報や日刊新聞紙のように紙幅という制約がないことから、より精度の高い全文を掲載することとされています。また、後日の確認等の要請から一定期間、継続して開示することとされています。

なお、決算公告の場合、通常の電子公告の際に求められている電子公告調査機関による調査は不要です。

3．計算書類の電磁的開示

定款で定めた公告方法が官報または日刊新聞紙である会社は、計算書類について電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置により、開示することができます。具体的には、電子公告の場合と同様に、ホームページにおいて計算書類を掲載して、開示することになります。計算書類の電磁的開示の掲載内容や期間等については、電子公告とおおむね同様の規律となっています。

なお、計算書類の電磁的開示を行う場合には、その登記を行う必要があります。

【電子公告の閲覧】

1．登記アドレスからのアクセス

電子公告は、登記されたアドレスにアクセスして閲覧することができます。登記されたアドレスは、登記事項証明書の取得やインターネット登記情報提供サービス（http://www1.touki.or.jp/gateway.html）を利用して調べることができます。

2．法務省電子公告システムからのアクセス

電子公告は、登記アドレスからアクセスする方法のほかに、法務省電子公告システム（http://e-koukoku.moj.go.jp/）にアクセスして閲覧することができます。法務省電子公告システムでは、電子公告を閲覧したい会社の商号等をキーワードとして検索することができます。

なお、法務省電子公告システムは電子公告調査機関の調査と連動していることから、調査を要しない決算公告については、当該システムへのアクセスによる閲覧等はすることができません。

【記載例：計算書類の電磁的開示とする登記記録例】

貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.touki-houmu.co.jp/kessan/index.html	平成21年3月2日設定
		平成21年3月6日登記

平成21年4月実施の介護報酬改定関連図書

月刊<介護保険情報>臨時増刊　告示後速やかに発行
介護報酬 改正点の解説
平成21年4月版
定価3,780円（本体3,600円+税）／A4判　1,000頁予定
改定の経緯・概要から単位数表・指定基準の新旧対照表と関連通知（案）等の資料を集成
Ⅰ 単位数表・新旧対照表：介護サービス単位数表／介護予防サービス単位数表／介護報酬の算定構造／その他の関係告示（地域単価等）
Ⅱ 単位数表・通知改正：単位数表留意事項通知／その他の関係通知（加算体制，記載要領等）
Ⅲ 指定基準・新旧対照表：介護サービス／介護予防サービス／その他の関係告示・通知等
商品No.70060

医療保険・介護保険　4月発刊予定
高額負担払い戻しガイド
平成21年4月版
定価2,100円（本体2,000円+税）／B5判　200頁予定
●医療保険の高額療養費，介護保険の高額介護（介護予防）サービス費，そして新設された高額医療・高額介護合算療養費の取扱いを，法令にもとづきわかりやすく解説します。
Ⅰ 医療保険・後期高齢者医療の高額療養費
Ⅱ 介護保険の高額介護（介護予防）サービス費
Ⅲ 高額医療・高額介護合算療養費（それぞれ，世帯構成に応じた適用のしくみ，公費負担医療との関係，医療機関での現物給付の取扱い，被保険者による申請手続を解説）
●法令編では，各法の該当箇所と関連する告示・通知等をわかりやすくまとめます。
商品No.21110

平成21年度介護報酬改定に伴う　改定後至急作成（5～6月頃見込み）
医療保険と介護保険の給付調整
予価1,260円（本体1,200円+税）／B5判2色　80頁予定
医療保険と介護保険の給付調整に関する告示・通知等、その根拠について全容と改正のポイントがわかる資料
●平成21年介護報酬改定に伴い，医療保険と介護保険の給付調整の取扱いについても，改定が行われることが予想されます。
●本書は，関連の告示・通知等について，その全容がわかるように全文掲載するとともに，改正のポイントがわかるように工夫して表示した資料集となります。
商品No.11480

株式会社 社会保険研究所　http://www.shaho.co.jp/shaho　〒101-8522 東京都千代田区内神田2-4-6 WTC内神田ビル TEL (03)3252-7901　FAX (03)3252-7977